第９回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

１　日　時　　平成23年10月19日（水）午前10時00分～11時45分

２　会　場　　新潟県自治会館201会議室（新潟市中央区新光町４番地１）

３　出席者　　にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、13人出席

４　内　容

・開会　　･･･ 1ページ
・議題１「審議会の運営について」　　･･･ 6ページ
・議題２「にいがた食の安全・安心基本計画に基づく取組について」　･･･ 8ページ
・報告　「食品の放射性物質検査について」　　･･･25 ページ

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】

それでは、ただいまから「第９回にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。

私、県庁内で食の安全・安心を推進するために組織された「食の安全・安心戦略会議」の事務局を務めております福祉保健部生活衛生課の湯本と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

審議会の開会にあたり、新潟県福祉保健部 副部長の大橋からごあいさつを申し上げます。

【福祉保健部 大橋副部長】

みなさん、おはようございます。

県の福祉保健部の副部長の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日は「にいがた食の安全・安心審議会」を開催させていただくということで、委員の皆さまには、大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

この審議会は、平成 17 年 10 月に制定されました「にいがた食の安全・安心条例」に基づき設置されているものでございまして、平成 18 年から年に数回開催するということでやらせていただいているものでございます。

この条例に基づきます基本計画の制定ですとか、あるいは主な取組の状況などについてご審議いただいているということで、食の安全・安心に関するさまざまな重要事項を審議していただくことになっています。

本日も、食の安全・安心基本計画に基づきます取組状況を中心にしてご審議いただくこ

とになっておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

さて、食の安全に関する最近の出来事を振り返ってみますと、今、最大の関心事になっておりますのが、３月の東日本大震災に伴います原子力発電所の事故により放出された放射性物質による食品汚染の問題です。

県といたしましては、県民の健康を守るため、多くの食品について放射性物質の検査をきめ細かく実施し、規制値違反食品が流通することを排除するということに努めておりますし、検査結果のすみやかな情報提供に努めているところでございます。

今後とも県民の方々、非常に関心が高い項目でございますので、県民の信頼にも応えられますように、さまざまな検査を実施して参りたいと思っております。本日の審議会の中でも最後の報告事項ということで、現在の県の放射性物質の検査の実施状況などにつきましてご報告させていただく予定としているところでございます。

その他の食の安全・安心に関わります出来事としましては、今年の４月から５月にかけて他県の焼肉チェーン店において、生肉料理を原因とした腸管出血性大腸菌による食中毒が発生したということで、死者も出た非常に痛ましい事件が発生したわけでございます。

生食用の食肉につきましては、これまで法的な基準がありませんでしたけども、この事件を受け、厚生労働省は生食用食肉について罰則を伴う法的基準を設けまして、今年 10 月 1 日から施行しているという状況でございます。
県といたしましても、この新たな基準に則りまして、関連事業者の監視・指導を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

本日の審議会におきましては、委員の皆さまから、食の安全・安心を推進するために、本日の審議会において活発なご議論をお願いするとともに、県に対しまして、さまざまなご提案、ご助言等をいただきますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
続きまして、本日ご出席されている委員の皆さま方を紹介させていただきます。こちらからお名前を五十音順にご紹介申し上げます。

最初に、原信ナルスロジテック株式会社 生鮮部長　秋山（あきやま）委員。

【秋山委員】
秋山です。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
株式会社 加島屋 取締役生産本部長　石川（いしかわ）委員。

【石川委員】
石川でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
新潟薬科大学 応用生命科学部 教授　浦上（うらかみ）委員。

【浦上委員】
浦上でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
片山食品株式会社 代表取締役社長　片山（かたやま）委員。

【片山委員】
片山です。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
一般公募　小浜（こはま）委員。

【小浜委員】
小浜でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
新潟大学 農学部 准教授　城（じょう）委員。

【城委員】
城です。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
新潟日報社 編集局 文化部長代理　髙内（たかうち）委員。

【髙内委員】
髙内と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
上越教育大学 自然・生活教育学系 教授　得丸（とくまる）委員。

【得丸委員】
得丸でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
新潟県消費者協会 会長　長谷川（はせがわ）委員。

【長谷川委員】
長谷川です。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
新潟医療福祉大学 健康科学部 教授で、この審議会の会長を引き受けていただいている村山（むらやま）委員。

【村山委員】
村山です。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
新潟県生活協同組合連合会 理事　柳田（やなぎだ）委員。

【柳田委員】
柳田です。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
一般公募　山田（やまだ）委員。

【山田委員】
山田です。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
新潟県農業協同組合中央会 専務理事　吉田（よしだ）委員。

【吉田委員】
吉田です。よろしくお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
以上、13 人の委員からご出席いただいております。
続きまして、本日欠席されている委員をご報告させていただきます。

新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会推薦の豊岡（とよおか）委員。
新潟漁業協同組合 代表理事組合長　小田（おだ）委員。

以上、２人の委員が残念ながら日程の都合がつかず、欠席されております。

また、会場には「にいがた食の安全・安心条例」に基づく取組を推進するため、県庁内で立ち上げました「食の安全・安心戦略会議」の構成員等も出席しておりますが、本日の会議資料３ページに名簿を掲載しておりますので、紹介は省略させていただきます。

続きまして、本日の審議会の成立についてご報告させていただきます。
にいがた食の安全・安心審議会規則第３条第２項の規定により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされていますが、本日は、委員定数 15 人のうち、13 人の委員からご出席いただいております。
従いまして、本日の審議会が成立していることをここにご報告させていただきます。

続きまして、この審議会の公開についてでございますが、県条例に基づく附属機関の会議でありますので、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、公開とさせていただきます。

議事の進行についてでありますが、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第３条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、村山会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【村山会長】
この審議会の会長に選出されております村山と申します。よろしくお願いいたします。
この審議会は、食の安全・安心基本計画の進捗状況の確認及びより推進をしていくための審議をするという役割があります。
この基本計画ですが、平成 19 年度から 24 年度までの計画となっておりまして、来年度

が終了年次となっております。
　ということで、現在最終段階でありまして重要な時期となっておりますので、特に活発なご議論をいただければと思います。

　それから２点目ですが、今回先ほどお話ありましたように、震災の後の食の安全・安心の問題ということで、ますます県民の方々の関心が高まっております。こういった重要な課題につきましても、今回話題になるということでございます。
　この審議会としても役割を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　今日の審議会は、時間的には 12 時前には終了ということでございますので、議事の円滑な進行に関しましても、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、さっそく議事に入りたいと思います。
　本日の議題は２題です。
　まず、議題１「審議会の運営について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
　生活衛生課の山内と申します。
　それでは、議題１「審議会の運営について」説明させていただきます。
　別添資料の 1 ページをご覧ください。
　最初に「にいがた食の安全・安心審議会のこれまでの経過」について説明させていただきます。
　この審議会は、平成 17 年 10 月に制定された「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、平成 18 年 6 月に発足しました。
　平成 18 年度は、条例に基づく「にいがた食の安全・安心基本計画」を作成するという大きな仕事がございましたので、18 年度中に審議会を 4 回開催し、19 年 3 月に基本計画の完成に至りました。

　そして平成 19 年度から 24 年度までの 6 年計画として基本計画がスタートしたわけでございますが、19 年度以降の審議会では、この基本計画に基づく施策が適正に進んでいるかどうかを点検していただくことを主な目的として、年１回のペースで審議会を開催してまいりました。
　現在の基本計画は 24 年度までとなっておりますので、24 年度末までには新たな基本計画を定め、25 年度からは新たな基本計画に基づいて施策を進めていくこととなります。
　したがいまして、新たな基本計画の策定に向けて、今年度から作業に着手する必要があると考えております。

そこで事務局といたしましては、今年度は審議会を２回開催したいと考えております。

今年度１回目、通算では第９回目となる本日の審議会では、現在の基本計画に基づく施策の取組状況について審議いただくことを主な目的として開催したいと考えております。

今年度２回目、通算では第 10 回目の審議会となりますが、開催日時は未定でございますが、平成 25 年度からの新しい基本計画の素案について審議いただくことを目的に開催したいと考えております。開催日時については、後日事務局から委員のみなさまのご都合を伺ったうえで、調整させていただきたいと思います。

以上、審議会の運営について説明させていただきました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。

今年度は２回審議会を開催するということで、２回目は次期の計画の策定に関する審議をお願いしたいということですが、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。

【浦上委員】

おっしゃったとおり震災の影響でかなり消費者の安心というところが揺らいでいるのではないかと思うのですが、別添の冊子（にいがた食の安全・安心基本計画）を見せていただいたところ、22 年に一部改定となっているのですけど、これだけ大きなことが起こったので、１年だけであっても改定して来年度版にちょっと手を加えるというお考えがあるのでしょうか。

【村山会長】

はい、いかかでしょうか。

【北原生活衛生課長】

生活衛生課の北原と申します。

今回、最後に食品の放射性物質の検査について報告をさせていただきますが、現在の段階でも相当の検査量があります。そういう意味で今のご意見につきましては、私どもといたしましても今後検討させていただきたいと思っております。

【浦上委員】

何か後で添付のような、計画そのものに手を付けなくても、何かはっきりしたものを付けたほうが住民の安心という意味ではいいんじゃないかという感じがしますので、ぜひご

検討いただきたいと思います。

【村山会長】
よろしいでしょうか。本編に手を付けるということではなくても、付属の形のまとまった資料といいますか、計画というご提案だと思います。
他にございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
ご不明な点は、審議会の事務局の生活衛生課にお問い合わせいただければということです。よろしくお願いいたします。
それでは続きまして、議題２に移りたいと思います。
「にいがた食の安全・安心基本計画に基づく取組について」、平成 22 年度の取組状況と今後の方針について事務局から説明をお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
それでは、議題２「にいがた食の安全・安心基本計画に基づく取組について」説明いたします。20 分ほどお時間をいただきたいと思います。

別添資料の 3 ページをご覧ください。
「にいがた食の安全・安心基本計画 平成 22 年度取組状況」を掲載しました。ここでは、3 ページから 10 ページに渡りまして、基本計画に掲げられている 20 の施策について、平成 22 年度の取組状況を掲載しています。
なお、20 の施策を大きく 2 つの視点に分けております。
前半の 1 番から 10 番までの施策については、「視点１」として、安全で安心な食品の提供に関する施策となっています。
後半の 11 番から 20 番までの施策については、「視点２」として、食の安全・安心を育む信頼関係の確立に関する施策となっています。

続いて資料 11 ページをご覧ください。A3 版の用紙を折り込んだ資料として、「にいがた食の安全・安心基本計画 指標一覧」を掲載しました。ここには基本計画の成果指標と取組指標について、平成 18、20、22 年度の実績と、計画目標年度である 24 年度の目標を掲載しています。
なお、取組指標については、「今後、伸ばすべき取組指標」として A1 から A20、「今後、減少させる取組指標」として B1、B2、「今後、維持する取組指標」として C1 から C12 の合計 34 の指標から構成されています。
表の一番右の欄を見ていただくと、「関連する施策」という欄がございますが、先ほど 3 ページから 10 ページに掲載しました 20 の施策のうち、どの施策に関連しているかを施策

の番号で表しています。逆に、3 ページから 10 ページの資料の一番右の欄にも「関連する指標」という欄がございまして、どの指標に関連しているかを A1 とか A2 といった番号で表しています。

それでは、資料 3 ページに戻っていただきまして、主な施策を順番に説明させていただきます。

最初に「視点１　安全で安心な食品の提供」に関する施策です。

施策１は、「安全で安心な農作物等の提供」です。

②の「環境保全型農業の推進」については、農薬や化学肥料を低減した農産物の取組を推進するとともに、エコファーマーの認定を促進しました。

その結果、農薬や化学肥料を慣行栽培から３割以上低減した特別栽培農産物等の栽培面積は、18 年度に約 16,000ha であったものが 22 年度には約 65,000ha にまで拡大し、目標の 55,000ha を達成しています。

また、エコファーマー認定者数は、18 年度に約 3,800 人であったものが 22 年度には約 15,000 人にまで増えました。最終目標は 16,000 人です。

次に、施策２「安全で安心な畜産物の提供」です。

①の「家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準の遵守状況調査と指導」については、22 年度は 836 農場に対し調査・指導を行い、前年度と同様に遵守率 100%を維持しています。

②の「畜産安心ブランド推進事業」は、HACCP 方式による衛生管理を導入した農場を安心農場として認定する事業でございますが、22 年度までに 266 農場を認定してまいりました。最終目標は 290 戸です。

4 ページをご覧ください。

次に、施策３「安全で安心な水産物の提供」です。

①の「鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導」として、17 の漁業協同組合に対して講習会や巡回指導を行いました。

②の「高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援」として、漁業協同組合の荷捌き所の整備に対し支援を行っています。今まで延べ 9 箇所の荷捌き所の整備を支援してきており、目標の８箇所を達成しています。

次に、施策４「安全・安心な加工食品の提供」です。

②の「食品衛生監視指導計画に基づく監視指導」として、保健所の監視員が食品関連事業者に対し監視指導を行っています。監視指導の回数については、食中毒発生の危険度や流通の規模に応じ、業種ごとに、例えば年 3 回以上とか年 2 回以上というように決めてい

ます。22 年度は約 41,000 回の監視指導を実施し、計画に対する達成率は 119%でございました。

③の「新潟県版 HACCP 認定事業の検討」につきましては、現在、原子力災害の対応等を優先している影響もございまして、まだ制度の構築に至っておりませんが、引き続き検討を進めます。

なお、HACCP の認知度や県による認定制度のニーズについて県民の意識を把握するため、今年度は県民アンケート調査を実施する予定です。

次に、施策 5 「添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用」です。

①(2)の「農薬の適正使用の指導」として、農薬販売者・使用者等を対象に研修会を開催し、農薬の適正使用等を指導しています。22 年度の受講者数は 1,212 人と、目標の 1,200 人を達成しています。

(3)の「動物用医薬品の適正使用の指導」として、農場を巡回して動物用医薬品の適正使用と管理簿の記帳を指導しています。22 年度は 836 農場を巡回し、適正使用を遵守していた農場の割合は 99.8%でした。

5 ページをご覧ください。

次に、施策 7 「一貫した監視等の実施」です。

③の「食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施」といたしまして、県内に流通している食品等 2,080 検体について、添加物や農薬、微生物等の検査を行い、安全性を確認しました。

また、3 月 18 日からは県内に流通している食品の放射性物質検査を実施しています。

④の「と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査」として、約 18 万頭の豚や牛等、それから約 1000 万羽の鶏等について食肉衛生検査を行いました。また、牛については BSE の全頭検査を行い、BSE に感染していないことを確認しました。

次に、施策 8 「食品等の適正な表示の徹底」です。

①の「各種講習会、説明会、セミナー等による正しい表示知識の普及啓発」として、食品関連事業者や消費者を対象に、食品衛生法や JAS 法、健康増進法による食品表示制度について講習会等を開催しました。

6 ページをご覧ください。

⑤の「販売店における食品表示の点検指導」の中で、「食品表示ウォッチャーによる表示調査」として、県民から公募した食品表示ウォッチャーのみなさまから、食品販売店での表示状況について調査いただいています。毎年の調査店舗数として 990 店舗を目標としており、22 年度は 1,198 店舗を調査しました。

また、「新潟米モニターの設置」事業では、首都圏に住む 20 人の方からモニターになっ

ていただき、首都圏で販売されている新潟県産コシヒカリなどを対象に、品質の調査と表示状況の調査を行っていただきました。

7 ページをご覧ください。

次に、施策 9 「危機管理体制の整備」です。

②の「食品等に起因する健康被害事例の適切な調査と被害拡大防止指導」ですが、食中毒や不良食品など食品等に起因する健康被害事例が発生した場合、保健所が関係機関と連携し、原因調査を行うとともに被害拡大の防止措置を講じています。

22 年は 23 件の食中毒事件に対応し、うち 20 件については原因食品を究明し、改善指導を行いました。残り 3 件については原因食品の究明には至りませんでした。

⑥の「健康危機管理対応演習の実施」として、保健所の担当職員を対象に研修を行い、職員のスキルアップを図っています。

次に、施策 10「研究開発の推進」です。

①の「食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発」では、県の保健環境科学研究所が国と協力して分析法の研究に取り組んでいます。現在、県で検査できる農薬及び動物用医薬品の種類は約 400 種となっています。

また、②の「食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発」では、同じく保健環境科学研究所が病原微生物を検査する技術の研究を行っています。

③と④の「地域ニーズ先端技術開発」では、県の農業総合研究所において、化学合成農薬を低減するための技術や、土壌中の有害物質の除去技術の開発など、計 11 題の研究が進められています。これは、18 年度からの継続的な取組です。

次に資料 8 ページをご覧ください。ここからは「視点 2　食の安全・安心を育む信頼関係の確立」に関する施策です。

施策 11「県からの情報発信の強化」について説明いたします。

①の「県ホームページによる情報提供」として、「にいがた食の安全インフォメーションホームページ」を開設し、食中毒予防や食品検査、食品衛生法違反などの情報を掲載しています。その閲覧数でございますが、18 年度は約 24,000 件であったものが、22 年度は約 47,000 件となっております。最終目標は年 50,000 件でございます。

②の「広報媒体を活用した県民への情報提供」として、食の安全・安心に関するさまざまな話題を盛り込んだメールマガジンを毎週配信しています。メールマガジン登録者数ですが、22 年度末で 863 人となっておりまして、最終目標の 3,000 人に向けて今後さらに宣伝に力を入れていこうと考えています。

また、マスメディアを活用した広報の実績としては、新聞 13 回、テレビ 5 回、ラジ

オ１回となっております。

④の「食品販売店や飲食店を活用した消費者への情報提供」として、県内のスーパーマーケット等のご協力をいただき、店頭に掲示板を設置させていただき、食の安全・安心に関するさまざまな情報を提供しています。概ね月１回のペースで情報の更新を行っています。22 年度末で 206 店舗にご協力いただいております。

また、11 ページの指標一覧の取組指標 A12 をご覧いただきたいと思います。「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」ですが、18 年時点で 23.6%であったものが、22 年時点で 29.6%と増加しています。ただし、最終目標の 50%を達成するには、今後もっと情報発信に力を入れる必要があると考えております。

次に、資料 8 ページに戻っていただきたいと思います。

施策 12「食品関連事業者から消費者への情報提供の推進」をご覧ください。

②の「健康づくりに寄与する取組を行っている飲食店等の情報提供」として、県では健康に配慮した「情報」や「メニュー」「サービス」の提供を行っている飲食店等を「健康づくり支援店」として指定し、ホームページに掲載しています。22 年度末で 1,511 店を掲載しています。最終目標は 1,700 店です。

⑥の「農業体験を通じた消費者への情報提供」ですが、「おいでよ新潟！子ども体験活動受入拡大支援事業」として、市町村等が行っている子どもの宿泊体験活動の受入拡大を支援しています。

これに関連して、もう一度資料 11 ページをご覧いただきたいと思います。

取組指標 A14「学童等体験活動参加者数」ですが、事業開始の 16 年度に約 87,000 人・日であったものが、22 年度には約 19 万人・日にまで増加しています。最終目標は 20 万人・日です。

次に資料 9 ページをご覧ください。

施策 13「消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進」です。

①の「食の安全・安心意見交換会」を県内各地で開催しています。年間の開催目標回数 14 回に対し、22 年度は 19 会場で開催し、延べ約 4,000 人の参加がありました。今年度以降も同様に開催していきたいと考えています。

次に、施策 15「食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進」です。

②の「食育を通じた本県農林水産業に対する理解の推進」の中で、「ごはん食推進講演会」を 18 回開催し、延べ 900 人の参加がありました。

また、資料 11 ページをもう一度見ていただきたいと思います。取組指標 A18「学校給食における地場産農林水産物の使用割合」について、22 年度は 36.9%でした。当初目標の 30%を達成しており、さらに現状値以上を目指すこととしています。

次に資料 10 ページをご覧ください。

施策 19「食の安全・安心に係る人材の育成」です。

①の「食品衛生指導員の養成及び継続教育」ですが、「食品衛生指導員」とは、事業者による自主的な衛生管理を推進するために社団法人 新潟県食品衛生協会会長から委嘱を受け、地域での巡回指導などに取り組んでいただいている方々です。22 年度は 2,223 人の食品衛生指導員が受講しました。

②の「にいがた食の安全・安心サポーターの設置」ですが、このサポーターといいますのは、食の安全について高度な知識を有する方や、きのこの鑑別ができる方について、県知事がサポーターとして委嘱している方々です。22 年度時点で、33 人の方にサポーターとして活動していただきました。今後も人材の発掘に努め、40 人程度の委嘱を目指したいと考えています。

④の「農薬管理指導士の確保・育成」ですが、農薬管理指導士とは、農薬に関する高度な知識と農薬使用者に対する指導力を有し、県から認定を受けた方々です。最終目標 4,300 人に対し、22 年度時点で 4,188 人の方を認定しました。

最後に、11 ページの指標一覧について、総合的な進捗状況を説明いたします。

34 ある取組指標のうち、平成 22 年時点で平成 24 年の最終目標を達成している指標としては、A1,A4,A5,A15,A17,A18,B2,C1,C2,C4,C7,C8,C9,C12 の 14 項目となっております。

一方､平成 22 年時点で平成 24 年目標の半分以下の進捗率となっている指標としては、A6,A7,A10,A11,C10 の 5 項目となっております。

最後に左上の成果指標をご覧ください。

成果指標とは、「食の安全・安心の実現」という基本計画全体の目標の到達度を測る指標でございまして、「食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」としています。22 年の県内データは 48.6%となっており、目標の 50%に近づいてきています。22 年の首都圏については目標の 50%を上回る 52.6%となっています。

以上、基本計画に基づく施策の取組状況と指標の動向について説明させていただきました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。基本計画に基づく施策の取組状況と指標の動向について聞かせていただきました。

この件につきまして、ご質問、ご意見受けしたいと思いますが、特に進んでいない部分の取組へのご提案などをいただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

【山田委員】

施策４の HACCP の取組で、先ほどちょっと説明がありましたけれど、18 年度から A6、A7 の目標がそれぞれ定めてあるのですが、0、0 となっております。これは全く進捗していないという状況なのでしょうか。何か理由があるのですか。

【村山会長】

はい、よろしいでしょうか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】

県による HACCP 認定事業につきましては、委員のご指摘のとおり進捗していない状況でございまして、昨年度もなかなか進捗しないことについてご意見等いただいたところでございますけど、昨年度の動きといたしましては、他の自治体の制度と比較をしながら制度素案の作成を進めて参りました。

ただ、３月に東日本大震災が発生いたしまして、現在、食品の放射性物質検査に関する業務がかなりのボリュームを占めておりまして、そちらのほうを優先させていただいているため、事実上検討作業が進まない状況になっております。

ただ、このまま何もしないということではございません。

今年度は HACCP 認定制度に関する県民アンケートを実施したいと考えております。

なぜこの県民アンケートを実施するかという点につきましては、以前 HACCP 制度の検討にあたって、食品関連事業者から県による認定制度について、必要性が本当にあるのかどうなのかというご意見もいただいているところでございまして、だいぶ年数が経ってしまったのですけど、県民にこういった県による認定制度のニーズといいますか、推進していただきたいかどうかといった声を今年度把握したいと考えておりまして、またそれも食品関連事業者への制度の説明の一つの材料として有効になるんじゃないかと考えておりまして、こういったアンケート調査の実施を予定しているところでございます。

こういった状況でございます。

【村山会長】

はい、山田委員いかがでしょうか。

【山田委員】

それに関連してなんですが、県のほうで実際に県内の事業者で、HACCP 取得事業者とい

うのは把握されているのですか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
はい、この HACCP という制度について、まず厚生労働省が運営しております総合衛生管理製造過程承認制度というものがございますが、こちらについては県内で、例えば上越にある食肉製品を製造している企業ですとか、あと、南魚沼にある清涼飲料水のメーカーということで、こちらのほうで把握しておりますし、その他 ISO22000 ということで、こちらも HACCP の考え方を取り入れた ISO の制度でございますけど、こちらのほうも県内の菓子メーカー数社が取っているということは把握しておりまして、県内ではそういった比較的規模の大きい、もしくは衛生管理にすごく熱心なところが取っているという状況は把握しているところでございます。

【村山会長】
いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

【山田委員】
具体的にその数、取得業者がどれくらいの数で、例えば認定をもう取りやめたとか、そういったような状況とか、県でちゃんと把握されているかどうかということなのですけど。

【村山会長】
企業数、数を把握しているかということですか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
今正確に言えるのは、先ほど申し上げた上越と魚沼地方の２つの企業なのですけど、ちょっと今正確な数というのは後でお調べしてお伝えしたいかと思うのですけど。
あと ISO の取得数もですね、こちらで把握できる限りで把握しておりますので、こちらも後で正確なものはお調べしてお伝えしたいと考えております。

【村山会長】
リストアップはされているようですが、数のカウントは後ほどということでよろしいですか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
最新の状況を調べて正確なものをお伝えしたいと考えております。

【村山会長】

はい、それでは、浦上委員どうぞ。

【浦上委員】
県版 HACCP をお考えということなのですけど、おっしゃっているとおり、県ごとに違いがありますね、かなり。それをお調べなのだろうと思うのですが、今おっしゃったとおり HACCP も「マル総」ですとか、総合衛生管理製造過程ですね、それとか ISO ですとか、いろんな形で今、世界的にも動きがかなり出てきています。
それで、正直申し上げて、いろんな県版 HACCP なんかを見てみますと、ちょっとこれまずいんじゃないというものまであります、正直に申し上げて。

ですから、変に作ると屋上屋を重ねるようなかっこうになっちゃいますし、作られるのだったらしっかりしたものを、というのが私のお願いです。
変なものを作ってしまって、あまり衛生度の高くないようなところが「うちは県版 HACCP を取った」なんていうかっこうで看板を上げられるというのが一番困ることだろうと思いますので、その辺しっかりしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【村山会長】
はい、ありがとうございました。それでは他にございますでしょうか。
はい、得丸委員、お願いします。

【得丸委員】
はい、11 ページの A10 と A11 に関連してのことなのですが、私、教育大におりますので、学校関係者と連携を取ったり、情報活動とかしていますでしょうか。
学校栄養教諭とか管理栄養士とかおりますけれど、現場の先生方はいろんな情報を欲しがっているところですし、学校関係の広報活動というのは、今どんな状況でしょうか。多分取っているとは思いますけど。

【村山会長】
はい、どうぞ。

【長谷川委員】
すいません、消費者協会の長谷川です。
今お話がありましたのと私も同じような質問なのですけど、A11 の「食の安全・安心出前講座開催数」というのが目標にまだ達していないのですけど、どんな地域で、どんな内容でという辺りをちょっと教えていただけたらと思います。

【村山会長】
はい、A10､11 関連の現在の取組状況、あるいは今コメントありましたように他の機関との連携状況を含めてお願いできますでしょうか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
すいません、ちょっと順番前後するかも知れませんが、出前講座をどんな内容で開催しているかという例を挙げさせていただきます。
ちょっと回数が少なくて申し訳ないのですが、例えば食中毒予防とか、表示の制度ですとか、そういったテーマでございまして、対象といたしましては、例えば「企業の従業員教育に活用したいのでぜひ出前講座をしてください」というものもございますし、それから高齢者の社会福祉施設のところへ来てくれということで、お年寄り向けにわかりやすく食品衛生のことをお話しさせてもらったりとか、あと学校からも食品衛生等について要請があって実施しているという状況でございます。

ちょっと出前講座の回数が少なかったということでございますけど、今後、出前講座をやっていますよということを新聞やホームページを使いまして広報していくということと、それと、出前講座の質の向上といいますか、食中毒とか食品表示のことだけではなく、今関心の高い食品の放射性物質の検査の実施状況ですとか、そういったタイムリーな関心の高い内容も出前講座に盛り込むような形として、質の向上にも努めて参りたいと考えております。

【村山会長】
よろしいでしょうか。もしご提案があれば改めて･･･。

【得丸委員】
はい、ありがとうございます。
メールマガジンのことに関しておっしゃっていただきましたけど、例えば私たち学会に入っていると一方的に学会員にはメールマガジンが配信されてくるような状況ですが、例えば委員にも、変なものは来ちゃ困りますけれど、メールマガジンくらいは一方的に配信してもいいのではないかと思います。私、今初めて知りまして。

【村山委員】
はい、ご提案いただきました。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
はい、メールマガジンを読んでいただける方が増えるのは非常にこちらとしてもありが

たいことでございますので、メールマガジンの登録の手続きがございますので、そちらのほうを委員の皆さまに資料として後で送らせていただきたいと思います。

【村山会長】
ありがとうございます。
その前にご提案いただきましたように学校との連携というのが、私も普及には非常に有効なルートだと思いますので、ご一考いただければと思いますし、長谷川委員からその辺り、地域でどのように広げていったらいいかという辺りのご意見をいただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。どういったところとつながっていくとメールマガジンも出前講座もそうなのですが、もう少し広がっていくかということで何か･･･。

【長谷川委員】
はい、食の安全・安心につきましては非常に消費者の関心の高いところであります。
いろいろと今回の施策を見させていただいても非常に新潟県の食に関するいろんな取組がここに集約しているというか、網羅されているのと同時に、非常に大事な審議会なんだなあということを改めて今日感じているところでございます。

まあ、すべての方が消費者なわけですので、ある意味ではできるだけ広報、わかりやすい広報というか、私ども消費者協会も 1,700 人ばかり会員がおりますけど、「ホームページを見てください」とか「どこそこにアップしてあります」とかいうだけではなかなか届きにくく、届けたい情報が届けたい人のところに行かないという状況がありますので、できればわかりやすく、紙ものでもいいですし、張りものでもいいですし、いわゆるメディア媒体のラジオ、テレビでもいいと思いますけど、「こういうのをやっていますよ」ということを少しきめ細かく広報していただくと、もう少し達成率がアップするのではないかと思います。
私どもも実際には知らないところもまだたくさんありますので、教えていただければありがたいです。

【村山会長】
はい、ありがとうございます。

【得丸委員】
今、きめ細かくと長谷川先生からおっしゃったんですが、例えば学校関係のより小さな視点で言いますと、家庭科の先生方をターゲットにするとか、家庭科の先生方は消費者教育を授業の中でやっていますので、情報をいろいろ求めていると思いますし、あと生活科とか、保健ですか、養護教諭の先生、そういう方をターゲットにすれば、かなり情報が行

き渡るように思います。

【村山会長】
情報関係で髙内委員、お願いいたします。

【髙内委員】
まずお伺いしたのが、1番目にある成果指標「食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」についてなのですが、調査の方法などはどのようになっているのでしょうか。
こちらの本（にいがた食の安全・安心基本計画）の後ろのほうに若干ありますが、直近22年のものについてはどのような方法で、どのような中身でなさったのか、伺いたいと思います。

【村山会長】
生活衛生課でしょうか、お願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
こちらの数値は、県の「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査というものを毎年秋に調査をしておりまして、県内のデータにつきましては、直近のものは平成22年10月13日から26日までの間で2,000人を対象に郵送で調査票を送付させていただきまして、そのうち、1,211人の方からご回答をいただいたということです。
あと、調査対象としては、県内に居住する20歳以上75歳以下の男女ということで、各年齢層ですとか、男女の割合については、なるべく偏りがないように抽出しているというふうに聞いております。

それから首都圏のデータにつきましては、同じく「夢おこし」政策プラン推進のための首都圏調査ということも毎年やっておりまして、こちらのほうも時期はほぼ同じ22年の10月13日から14日、こちらのほうはインターネット調査となっております。
こちらは東京、神奈川、千葉、埼玉に居住する20歳以上69歳以下の男女を対象といたしまして、22年のデータでは1252人の方から回答をいただいているといった調査でございました。

【髙内委員】
聞いているものは具体的に何ですか。項目ですね。
YES・NOだけなのか、それとも具体的に何か別の質問事項をつけているのか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
　こちらの調査はさまざまな分野の質問を一緒にお聞きするという内容でございますけど、「食の安全確保の取組が十分に行われているか」という設問については、「そう感じる」「どちらかといえばそう感じる」というように５段階で聞いているような形でございます。
　この他にもいろいろな食品以外の教育ですとか、そういったさまざまな分野の設問も一緒に送らせていただいているというような毎年の調査でございます。

【髙内委員】
　そうしますと、聞いているものについては、ごく限られるということですね。
　少なくともこの基本計画に絡むものとしては。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
　そうですね。食品に特化した調査ということではないので、多くある分野の中で、食品について一部項目を入れているというような形でございます。

【髙内委員】
　時間、予算、人員いろいろ限られることはよくわかるのですけど、成果指標として一番上に載っているこれは大事なものではなかろうかと思います。
　それが単独の調査ではなく、そういったものの中で合わせて行われているということに対して、そこから出てきた数字だけをもってほぼ半数というふうに測ることについては、それで十分なのでしょうかということを１点。

　それから、もし可能なのであれば、せっかく調査なさるのであれば、そのときに十分に行われていると感じる、感じない、それからまあまあとかいろんな段階あるようですけど、そういう風に感じている理由は何ですかというような、具体的な項目をつけることによって、いわゆる自由記述の部分ですけど、その中から、消費者のみなさん、県内外のみなさんが感じていらっしゃる具体的な項目、要望、意見を引き出すことも可能ではないかと思うのです。調査母数をそれなりに持っていらっしゃいますから。

　これはぜひ、そういった形で単独調査及び項目を増やす、自由記述などを含めてもう少し幅広く消費者、一番大事な方々だと思いますので、ぜひ検討していただけないかと思います。

　関連してもう１点です。
　A12 です。ここがやっぱり 29.6%ですね。ここの数字と今申し上げた実績数字ほぼ半数というところの乖離がやっぱり生じていますので、ここにつきましては、例えば先ほど県

内の小売店、スーパーさんなどに協力を求めて店舗でもってインフォメーションをということでしたが、これも以前申し上げたような気がしますけど、買い物をなさるみなさん、お忙しいです。必要なものだけをタタターっと買って、レジを済ませて帰るという方がほとんどです。

それで、この設置場所はどこでしょうか。

店舗によって異なると思いますけど、最も身近な場所で、最も身近にアピールできるものの一つだと思うのですね。そういったものについてはどのように把握していらっしゃいますでしょうか。

【村山】

１点目は成果指標の調査に関してのご提案でしたので、ご検討いただければと思います。

私もですね、何で上がってきたのかという理由、背景を考える上でも自由記述の部分ですね、背景を知ることは貴重な情報になるかなと思いました。

それから今２点目のご質問ですけど、設置場所ですね、インフォメーションの。

いかがでしょうか。スーパーの中のどの辺りかというところですが。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】

協力いただいている店舗すべての状況を把握しているわけではございませんが、あちらのホワイトボードに見本が示してある、ああいった掲示板でございますけど、かなり大きなものでございまして、スーパーにはいろんな掲示物がありますので、スペースを割いて何とか掲示していただきたいというようなことで、こちらからお願いする一方ということでございます。

私が一部の店舗を見た状況でございますが、レジを過ぎて買い物袋に籠から移す場所ですか、ああいったところに張ってあるお店を何店舗か見かけたことがございます。

ここであれば、ちょっと見ていただける余裕があるのかなという印象も受けているところでございます。

【髙内委員】

これも可能でしたらなんですけど、みなさんが一番スーパーの中で見てらっしゃるのは、やはり陳列スペースの部分です。

ですから、陳列スペースに産地何県ですとか農薬使用状況みたいなインフォメーションはアイテム毎についていたりします。

これはみなさん必ず見ていらっしゃるので、そういった売り場、必ず目を通すんじゃないかなというような目立つ場所に大きなインフォメーションでなくていいと思います。

ワンポイントアドバイスみたいなものでもいいですし、ちょっと目を留めやすいもの、

場所、大きさなどを含めて工夫をしていただけたらと思います。
例えばお料理カードみたいなものをスーパーのレジ脇などで、無料で棚の中に入れていたりするところもあります。
こういったものは、みなさん比較的手が伸びています。
ですからこういった棚の中に、例えばポストカードサイズくらいのものをお作りになって、「じゃあ、これならもらっていってみようか」と。
要するに店舗で読むというのはわざわざ立ち止まらなければいけない。時間に余裕のある方でないと目に留めていただきにくいと思います。

ですから、そこでなくても「じゃあちょっともらっていこう」でいいですから、関心を高めるために、やり方の部分について消費者目線に近いところで具体的なものを、小さなことかもしれませんが、ご検討いただくと、みなさま方がせっかく取り組んでいらっしゃるものについての浸透度が上がってくるのではないだろうかと思います。

【村山会長】
はい、大変貴重なコメントありがとうございました。
たしかにポスターでいっぱい書いてあっても読む時間がないということで、ワンポイントというのは非常にいいアイデアだと思いました。
それでは、他にございますでしょうか。
はい、城委員お願いします。

【城委員】
先ほど髙内さんからの質問と関係があるのですけど、一番上の成果指標「食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」、これは先ほど 48.6%との説明がありまして、あと A12 の項目で「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」これが 29.6%、ちょっと格差がある、開きがありますねという話なのですけど、これは調査の仕方としては、同じアンケート調査の中に項目が入っていて、こういう開きが出るということなのでしょうか。

【村山会長】
はい、お願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
こちらの２つの指標は、先ほどの「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査の中で、一緒に入っている調査でございます。同時に同じ人に聞いております。

【城委員】
そうすると、やっぱりなかなか情報が県民の方に行き届いていないというふうに一般の方は思っていらっしゃるということで、やはり情報の提供の仕方をちょっと考えないといけないと思います。
さまざまな中身、いろんな取組をされていて、いろんな監視活動や調査をされていて、そういったものを県がやっているんだということがなかなか伝わっていない。

多分ホームページ等でも一部掲載されていたりするのですけど、ホームページの閲覧数もありましたけど、新潟県 80 万世帯いる中で 4 万くらいですよね。
多分リピーターで何回も見ていらっしゃる方を含めるとかなり実際に見ていらっしゃる数は少ないと思うのですけど、なかなかホームページは機会がないと見ない、私もなかなか見ないのですけど、そういったものだけでなくてマスメディアを通じて、テレビとかラジオとか新聞等そういったものを通じながら、いやでも目に入ってくる機会をさらに強めて、一般の方が知らず知らずのうちに目に入ってきて、「けっこう県もやっているじゃないか」というのが返ってくるような、そういった取組をさらに強めていかれるといいのじゃないかなと思います。

【村山会長】
はい、ありがとうございました。
今日の資料の 54 ページに「県が情報提供するにはどのような方法が良いですか」という質問に対しての回答に関しましても、今、城委員がおっしゃったように新聞、テレビというのが上位となっております。
さっきのスーパーというのは 4 位に入っておりますので、ぜひご活用いただければと思います。
他にございますでしょうか。
はい、山田委員お願いいたします。

【山田委員】
7 ページの施策 10「研究開発の推進」なのですが、①番、③番、④番は研究開発に取り組んだという内容の中で指標が出ているのですが、⑤番の水産に関して「生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発」に取り組んだということですが、指標がないのですが、研究開発に取り組んだ進捗状況と結果を教えていただきたいなと思います。

【村山会長】
担当からよろしいでしょうか。

【三浦水産課長】
水産課の三浦と申します。
昨年度の事業の実績ということですけど、３つやっております。
１つはブリを冷凍保存した場合の品質を評価して適切な冷凍保存期間等を把握したというのが１つでございます。
もう１つ、南蛮エビについて宅配向けの包装形態の検討や温度の影響を調査し、品質保持の条件を把握したと。
３つめがヤナギカレイの生食の提供を目的としまして、保存方法を検討し、脱水シートを利用した保存法の有効性を確認したという県が取り組んでおりますブランド化の３魚種についていろいろな事業を取り組んだところです。

【村山会長】
はい、山田委員よろしいでしょうか

【山田委員】
その具体的な成果はどうなのですか。

【三浦水産課長】
まずブリのほうにつきましては、適切な冷凍保存期間の設定によりまして、今佐渡ブリかつ丼などが出ておりますけど、その原料を１年間安定して提供すること、どのくらいの保存期間が可能かということで提供することが可能となったということ。
また南蛮エビにつきましては、検討結果を活用しまして漁協等による南蛮エビの宅配商品の開発、まだ今後のことなのですけど、進めていきたいと考えております。
あとヤナギカレイの刺身素材としての利用拡大ということについて、今後漁協等による一次加工によって刺身素材としての利用拡大を図っていきたいと考えております。

【山田委員】
私、佐渡在住なのですが、今おっしゃいましたブリかつ丼に関してなのですが、ブリかつ丼は観光ハイシーズンのときに島外・県外からのお客様が来て、食していただくような形で推進しているかと思いますが、これは冷凍なのですか。
夏はブリというのは基本的に採れないと思うのですけど。

【三浦水産課長】
一番採れるのは冬場で、一番脂が乗ったものが採れるのですけど、ブリかつにするにはあまり脂の乗っていないほうがおいしいという話もあります。
そういうときのものを採って、冷凍して使っていることが多いと思います。

【山田委員】
私が佐渡にいて見聞きしている中でですね、「これはブリじゃないじゃないか」というものを夏場、特にハイシーズンですが、観光客に出す。冷凍のものと夏場でブリじゃなくて似たような魚で代用していると聞いているのですが。その辺把握していますか。
そうすると、ハイシーズンで使っているのは全部冷凍ものということになりますよね。

【三浦水産課長】
正確にデータを把握しているわけではないのですけど、夏場でも採れるものはあると思うのですけど、鮮度の関係であまり夏場に採れるのはおいしくないということもありますので、他の季節のものを採って冷凍して使っているのではないかと思います。
あと「ブリじゃない」という話については、ブリは出世魚といって、大きさによって呼び名が変わるということもありますので、そういうことで「ブリじゃない」と言われているのではないかと思います。ブリじゃないものを使っているということは、私としては聞いてはいないですけれども。

【村山会長】
はい、それでは、最後どうしてもという方がいらっしゃいましたらお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。
ご意見たくさんいただきましてありがとうございました。
進捗状況を総括していただきましたけど、かなりの指標で目標を達成してきているということなのですが、14 項目というように報告いただいたのですが、目標を途中で上方修正しているものがその他にいくつかありますので、それをプラスして評価してもいいんじゃないかなと思いました。
あとは達成していない低いものがいくつかありますので、それについて今ご意見たくさんいただきましたので、参考にしていただきながら、また進めていただけたらと思います。

それでは、続きまして報告事項に移りたいと思います。
食品の放射性物質検査について、事務局からご説明お願いいたします。

【福祉保健部生活衛生課　佐藤参事】
生活衛生課の佐藤です。
それでは、新潟県による食品の放射性物質検査について報告させていただきます。

別添資料 13 ページをご覧ください。
最初に、新潟県の検査体制について説明いたします。

まず検査機関でございますが、放射線監視センターという県立の検査機関で食品の検査を行っています。検体数が多い場合は、一部の食品について民間検査機関に委託して検査をしています。

次に、検体の採取を行っている機関ですが、農・畜産物については県内 12 箇所の地域振興局職員が中心に行っており、水産物については水産課職員が行っています。

検体の採取先は、県内の卸売市場、スーパーマーケット等の小売店、JA 等の生産者団体等です。

検査法は、ゲルマニウム半導体検出器という機械を用いる方法で行っています。

検査の様子ですが、まず右上の写真のように、野菜等の検体を細かく切り刻む前処理を行います。

次に左下の写真のように、専用の容器に詰め込んだ検体をゲルマニウム半導体検出器という機械の中に収納し、検体から放出される放射線を測定します。

最後に右下の写真のように、コンピュータを使って検査結果を解析します。

次に、当県による検査の特徴を説明いたします。

３つ挙げておりますが、１つ目の特徴として、全国の自治体の中でも、かなり多くの検査を実施していることが挙げられます。

3 月から 9 月末までの期間で見ますと、本県は農畜水産物 約 120 種類、合計 2,500 件の検査を行っており、厚生労働省が把握・公表している各県のデータを見る限りでは、9 月末時点で山形県、茨城県に次ぐ検査数となっております。

ちなみに、山形県が 3,408 件と全国最多となっていますが、このうちの約 9 割にあたる 2,963 件は牛肉の検査が占めています。

２つ目の特徴として、県内産だけでなく、県外からの流通品を多く検査していることが挙げられます。

他県の状況を見ますと、自分の県で生産された食品を中心に検査している県が多く、本県のように県外からの流通品を多数検査している県はあまりありません。

県外からの流通品の検査数に関して言えば、本県が全国自治体の中で最も多く検査しており、日本一の消費地である東京都であっても本県の半分以下となっています。

隣の長野県に至っては、10 月上旬からようやく県外産の検査を始める旨を長野県知事が会見で表明したという状況になっています。

３つ目の特徴として、牛肉の全頭検査を「ゲルマニウム半導体検出器」により精密に行っていることが挙げられます。

セシウムに汚染された稲わらを餌として与えられた牛の肉から高濃度のセシウムが相次

いで検出されたことをきっかけとして、当県の他、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、島根県等が県内でと畜するすべての牛の肉について放射性物質の検査を行うようになりました。

その検査方法は大きく２種類に分けられます。

１つは、ゲルマニウム半導体検出器を用いる方法で、これは微量レベルまで精密に測ることができますが、時間とコストがかかります。

もう１つの方法は、「ヨウ化ナトリウム（NaI）シンチレーションスペクトロメータ」という機械を用いる方法で、こちらは短時間で多くの検体を検査できますが、精密さの面ではゲルマニウム法より劣っています。

「微量レベルまで精密に測定してほしい」という消費者の声を重視するならば、ゲルマニウム法で行うのがベターであることはもちろんですが、出荷頭数と検査能力の事情などにより、栃木・群馬県などではヨウ化ナトリウム法で行っています。当県や山形県などはゲルマニウム法で行っています。

次に 14 ページをご覧ください。

新潟県による食品の放射性物質検査の計画を説明いたします。

まず農産物ですが、野菜類について、県内産を毎日４検体、県外産を毎日４検体検査する計画で実施しています。

米については、水稲の作付がない粟島浦村を除く県内全市町村で生産された早生（わせ）品種と中生（なかて）品種の玄米を検査したところです。

次に畜産物ですが、乳・乳製品について、県内産を週２検体、県外産を週５検体検査する計画で実施しています。

肉・卵についてですが、県内で飼育され、県内と畜場に出荷された牛については、７月 28 日出荷分から全頭検査を実施しております。

その他の県内産の肉・卵については週２検体、県外産の肉・卵については週３検体を検査する計画で実施しています。

次に水産物ですが、県内産を週２検体、県外産を週２検体検査する計画で実施しています。

なお、野菜類の内訳や対象産地の説明については、表の下の注①から注③のとおりです。

次に 15 ページをご覧ください。

検査を始めた３月 18 日から９月末までの実績について説明いたします。

なお、個々の検査結果についてはこれまでに公表済みです。

まず農産物ですが、県外産 764 検体、県内産 850 検体を検査し、このうち放射性物質の検出があったのは、県外産では 150 検体、県内産では 7 検体でした。厚生労働省が定めた暫定規制値を超えたものは、5 月 12 日に検査した茨城県産パセリ 1 検体のみで、セシウムが規制値の 500Bq／kg を超える 1,110Bq／kg 検出されました。

次に乳・乳製品ですが、県外産 109 検体、県内産 53 検体を検査し、このうち検出があったのは県外産 6 検体、県内産 2 検体でした。なお、県内産の検出値の桁を見ていただくとわかると思いますが、極めて微量の検出でした。

次に食肉ですが、県外産 109 検体、県内産 482 検体を検査し、このうち検出があったのは県外産 29 検体、県内産 34 検体でした。暫定規制値を超えたものは、8 月 6 日検査の栃木県産牛肉と、9 月 1 日検査の福島県産牛肉で、いずれもセシウムが規制値の 500Bq／kg を超えていました。

次に鶏卵ですが、県外産 2 検体、県内産 18 検体を検査し、これまで検出はありませんでした。

次に水産物ですが、県外産 78 検体、県内産 35 検体を検査し、このうち検出があったのは、県外産 30 検体、県内産 7 検体でした。

下記に各食品群の内訳を掲載しました。

農産物については、ほうれん草などの葉菜（ようさい）類、きゅうりなどの果菜（かさい）類、根菜（こんさい）・いも類、果物、穀類、きのこ類など幅広く実施しています。

次に 16 ページをご覧ください。

検査結果等の公表方法について説明いたします。

毎日の検査結果については、その都度報道機関に公表するとともに、県ホームページに掲載しています。

また、頻度・内容は限られますが、そちらの司会席の横のホワイトボードに見本を掲示していますけど、スーパーマーケット等の協力により店頭掲示板に掲載したり、県の機関紙に掲載したりしています。

なお、資料 16、17 ページに県ホームページでの公表画面を参考までに掲載しました。

特徴的なページとして、17 ページ中段をご覧いただきたいのですが、「新潟県内で飼育・と畜された牛の肉の検査結果を個体識別番号から検索できるページ」といたしまして、市販されている新潟県産牛肉のパックなどに表示されている 10 桁の個体識別番号をこの画面に入力していただきますと、該当する検査結果が表示されるようになっています。

また、下段をご覧いただきたいのですが、パソコンだけでなく、携帯電話でも検査結果が見られるようにと、携帯電話向けの県ホームページにも結果を掲載しています。
以上、新潟県による食品の放射性物質検査について報告させていただきました。

【村山会長】
はい、ありがとうございました。
新潟県が実施しています食品の放射性物質検査の実施体制及び検査の実績などについて聞かせていただきました。
この件につきましてご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

【浦上委員】
今、説明していただいて、非常に数多くやってらっしゃいますし、精度の高い方法でやってらっしゃるとか、非常にこれ評価されていいと思うのですね、私は。
これをもっともっとできればアピールしていただきたい。私もホームページなんか見せていただいたら、かなりしっかりやられていて。
こういうので 0 だとか「検出されない」といったときに検出限界を言わないですね。でもホームページにちゃんと書いてありますね。私なんかそれを見ると非常にうれしくなるのですけど。

かなりしっかりやってらっしゃるので、これをアピールするという意味でも例えば先ほど申し上げましたけど、基本計画をちょっと変えたと言えば新潟日報さん書いていただけるんじゃないかなと。
私はある意味で安全はかなり確保できているなと。あとは、どうやってアピールしていって、安心していただくかということだと思うのですけど。それにはどうしても県のやっていることを信頼してもらうということと、あとは情報をなるべく公開していく。これに努力していただきたいなと思います。
その辺、なるべく余分なくらいアピールしたほうがいいのかなという感じがしております。

【村山会長】
はい、貴重なご意見ありがとうございました。
他にはいかがでしょうか。

【柳田委員】
今の浦上委員と同じような意見を持っておりました。

新聞でも毎日検出結果というのが出ておりまして、そして「基準以上のものが検出されなかった」という表示があると、消費者の中ではその値というのは、500 ベクレルという暫定規制値の中で、これが 499 なのか、0.いくつかなのか、その辺がわからないというお声もあるのですが、ホームページ見ましたら、いろいろ数値も書いてありますので、「検出されず」という文言の中でも新聞でもちゃんと数値が出ておりましたので、それをきちんと見ていただくようにしていけば、徐々に県のしていることを理解していただいて、またきちんとやっているのだなと。

どうしても消費者はセンセーショナルな文言等が頭の中に残っていくという、私自身もそうでしたので、そのようなことをきちっと報道していただければと思っておりました。以上です。

【村山会長】

ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、城委員。

【城委員】

県の放射線監視センター、これって私全然知らなかったんですけど、以前からあって、今回こういった問題があるのでセンターを起こしたということでなくて今までずっと活動されていた機関ということでよろしいですか。

こういった機関があって、ちゃんと常日頃からそういったものを監視してらっしゃると思うのですけど、こういうこと自体、私も実際知りませんでしたし、非常に安心できる、県の取組としては非常に喜ばしいことだと思うのですけど、やっぱりそういったことをアピールしていく、ちゃんと「県でこういうふうにできていますよ」というのをきちんとアピールしていくというのが非常に大事ではないかと改めて思いました。

【村山委員】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【浦上委員】

安全というのは先ほど申し上げましたけど、僕は結構いい線いってるなと思うのですけど、昨日 NHK の朝のテレビを見て「これいいな」と思ったのが、NHK が独自にやったんですけど、全国から 5 つくらいのご家庭を選んで、1 週間分の食事を 1 人前余分に作ってもらう。それをミキサーにかけて送ってもらって、毎食何ベクレルかを全部測るんですね。

そうすると、NHK だと 0,0,0 なんですね。0,0,0 になってたまにポッと出る程度。

それが関西の方でも福島の方でも変わらないというのが出て、その協力をしたご家庭の

方なんかは、ご主人が関西に出張に行くたびに野菜を買ってきてもらったというくらい、がんばっている方なんですけど、「ああ、やらないでよかったのね」と。
「あたしが変な風評被害の元になっていたかも知れない」とまでおっしゃるんですね。

ここまではなかなかできないとは思うのですけど、あとたしかウクライナでやっているのが小学校に線量計が置いてあって、持って行けば測ってもらえるということをやっていますね。
ですからこういう消費者のほうが自分が食べているものが測れるとか、でなければ農家の方が自分が作っているものがオーケーかどうかを数少なくてもいいから向こう側の要求で測る。
でなければ、どれほどの精度があるかわからないですけど、簡単な線量計なんかがありますね。ああいうものをある程度買って、そういう方に貸し出すとか、ということをやられると、かなり安心されるんじゃないかなと。
そんな施策いかがでしょうか。

【村山会長】
コメントがありましたらお願いします。

【北原生活衛生課長】
はい、直接担当しているセクションがこのメンバーの中にはいないのですが、今委員ご指摘のウクライナの事例とかそういうもの私ども見ておりますし、また、現実に県にお寄せいただいているメールの中で、そのようなご意見がけっこうございます。

それに対して何らか要望に応えられないのかという視点から、私どものほうも担当課にいろいろお聞きしているところなのですが、今どこまでお答えできるかということについては、ちょっとこの場で私のレベルでは正確な答えができないということでご勘弁いただきたいと。
今そういうご意見をいただいたということは、後でそちらのセクションにしっかりと私どものほうからつないでいきたいと思っております。

【村山会長】
ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
私のほうから、学校給食の食べ物についての取組というか、対応をされるというニュースも伺ったのですが、ちょっと情報提供いただければありがたいと思います。
はい、お願いいたします。

【保健体育課　梁川課長補佐】
教育庁保健体育課の梁川と申します。
先ほど学校給食の食材検査ということでご照会をいただいたわけでございますが、私ども東日本大震災及びその後の福島第一原発の事故の後、放射性物質の問題ということで、最初に行った措置というのが、各市町村教育委員会に対しまして、食材の選定、どこのものを持ってくるか、使うかという部分については、私ども関係機関が出します情報に十分配慮して食材の選定を行ってくださいということを、まずやっておりました。

そういう取組を行っていたところに加えまして、今ほど生活衛生課からお話がございましたように市場での検査が行われているところでございます。
ただ、保護者の方の不安や関心が特に学校給食に関しましては高かったところでございます。
先に行われました県の９月議会で放射線の測定機器を購入する予算につきまして、ご承認を賜りました。
2300 万円あまりでございますが、放射性物質の測定を行う機器７台を購入してよいという形での予算をご承認いただいたところでございます。

購入する機械でございますが、先ほど生活衛生課から紹介いただいたゲルマニウム半導体検出器ではなくて、いわゆるスクリーニング、簡易測定を行う機械ということで、「ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータ」という、いわゆるゲルマニウム半導体検出器より１ランク下の機械でございます。
その機械を県内県立学校分が１、市町村支援分６ということで購入させていただきまして、機械が配備され次第、測定を開始させていただきたいと思っております。

ただ１点問題がございまして、既に新聞等の報道もあるわけでございますが、実はこういった検査機器については、昨今の放射線に関する関心の高さもございまして、非常に在庫がないということで、納入まで数ヶ月間かかるということです。私どもとしましては、納入され次第始めたいと思っているのですが、具体的に何月からということは現段階ではお示しできないのが大変申し訳ないと思っております。

いずれにせよ、機械が配備され次第、県内の地域バランスも考えながら機械を配置いたしまして、市町村の希望を受けて、サンプル検査という形で食材の検査をさせていただきたいと思っております。
生活衛生課の取組に加えて、もう一段、網を張らしていただくという形で取組をさせていただきたいと思っております。

【村山会長】
はい、ありがとうございました。何かご質問･･･、はい、お願いします。

【得丸委員】
これ広報とかとも関係するかも知れませんが、お聞きしたいのですが、例えば、食に関係せずに他の課とも関連して、シンポジウムとか開いているのでしょうか。
私その辺の情報知らなくて。
一方的に入るものしか知らなくて、例えば文科省が開いているなとか、京都のほうで学会が放射線について特定のシンポジウム開いているなとか、世の中みんな過敏になっているからいろんな情報収集源として開いているのかなとか思っているのですが。

残念ながら私まだ新潟県の様子が手元にわからないもので、そういう講演会というかシンポジウムというか、それもある意味一方的なので興味のある人しか来ないでしょうけど、その興味のある人はきっと過敏に興味を持っている人なので、そういう人たちを安心させる意味でも、先ほどの新潟県の取組の優秀さとか、食だけでなくて他の課とも連携して開いているかどうか、取組があるかどうか。

【村山会長】
はい、お願いいたします。

【鈴木消費者行政課長】
消費者行政課の鈴木でございます。
私どもというか、今日消費者協会さんお見えになっていますけど、消費者協会さんへの委託事業ということで、今年の９月９日に「原発事故に伴う放射性物質の環境・農業に与える影響」ということで新潟大学の野中先生をお迎えした講座を消費者協会さんのほうで開いていただいたということがございます。以上です。

【村山会長】
それでは、他にご質問、ご意見など、よろしいでしょうか。

【浦上委員】
細かいことなのですが、検査実績の水産物のところで、淡水魚はやられてないのでしょうか。
たしか福島ですと淡水魚のほうが問題になっている部分があったと思うのですが。

【村山会長】

関係課のほうからいかがでしょうか。

【三浦水産課長】
週２回それぞれ県内産、県外産をやっていますけど、淡水魚については、今の予定では２週に１回くらいのペースでやろうということで取り組んでいます。
ただ淡水魚自体が県内に流通しているものも少ないですし、採れる量も少ないということでなかなか検体が確保できないという部分もあります。
今まで検査したものは、アユとか養殖のニジマス、養殖のエビ、シジミとかそういうものをやっております。

【浦上委員】
それはやはりきれいな結果となっているのですか。「検出されず」といいますか･･･。

【三浦水産課長】
いや、微量ですけど検出されたものもあります。

【浦上委員】
わかりました。ありがとうございます。

【村山会長】
それでは他にございますでしょうか。
では私から１点なんですが、暫定規制値を超過した場合、どのような対応をされているのか、お聞かせいただければありがたいです。

【北原生活衛生課長】
生活衛生課からお答えいたします。
食品衛生法で暫定規制値が３月 17 日に示されましたが、この規制値を超過したものに関しましては、食品衛生法第６条第２号有毒有害な食品という分類と同等となります。そうしますと通常、これは市場から即排除されるものとして対応をされます。

現状を見てみますと、おおむねこういう事案が起きたときには、回収命令を出す前に事業者の方もしくは生産者の方が総力を挙げて自主回収に取り組んでおられるというのが現状でございまして、規制値を超えた他県産パセリが県内で見つかった事例がございましたし、また、汚染稲わらを他県で給餌された牛の肉が県内に流れてきたという事案もございましたが、そのときにつきましても関係する事業者が全力を挙げて自主的に排除に取り組んでおられます。

【村山会長】
ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。
今後とも新潟県としてきめ細かい放射性物質検査の実施及び情報提供をお願いしたいと思います。
本日予定していました議題及び報告事項は以上ですが、その他にみなさまから何かございますでしょうか。
それでは事務局から何かございますでしょうか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】
特にございません。

【村山会長】
それでは、これで審議会の議長としての任を終了させていただきたいと思います。長時間にわたり議事進行にご協力いただきありがとうございました。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】
村山会長、大変ありがとうございました。
委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたりご審議いただき大変ありがとうございました。
県といたしましては、ここに参加している食の安全・安心戦略会議の各課を中心に、全庁をあげて、食の安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。
何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局までご意見等いただければ幸いと思っております。
それでは、これをもちまして、「第９回にいがた食の安全・安心審議会」を閉会といたします。本日は大変ありがとうございました。